

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号）

改正後	改正前																
<p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1、2、4 (略)</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">初 検 料</td> <td style="text-align: right;">1,520 円</td> </tr> <tr> <td>初 検 時 相 談 支 援 料</td> <td style="text-align: right;"><u>100</u> 円</td> </tr> <tr> <td>往 療 料</td> <td style="text-align: right;"><u>2,300</u> 円</td> </tr> <tr> <td>再 検 料</td> <td style="text-align: right;">410 円</td> </tr> </table> <p>注(1)～(2) (略) (3) 往療距離が片道<u>4</u>キロメートルを超え<u>た</u>場合は、<u>2,700円と</u>する。</p> <p>(4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	初 検 料	1,520 円	初 検 時 相 談 支 援 料	<u>100</u> 円	往 療 料	<u>2,300</u> 円	再 検 料	410 円	<p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1、2、4 (略)</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">初 検 料</td> <td style="text-align: right;">1,520 円</td> </tr> <tr> <td>初 検 時 相 談 支 援 料</td> <td style="text-align: right;"><u>50</u> 円</td> </tr> <tr> <td>往 療 料</td> <td style="text-align: right;"><u>1,860</u> 円</td> </tr> <tr> <td>再 検 料</td> <td style="text-align: right;">410 円</td> </tr> </table> <p>注(1)～(2) (略) (3) 往療距離が片道<u>2</u>キロメートルを超え<u>8キロメートルまでの場合</u>については、<u>2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算</u>する。</p> <p>(4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による<u>加算</u>金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	初 検 料	1,520 円	初 検 時 相 談 支 援 料	<u>50</u> 円	往 療 料	<u>1,860</u> 円	再 検 料	410 円
初 検 料	1,520 円																
初 検 時 相 談 支 援 料	<u>100</u> 円																
往 療 料	<u>2,300</u> 円																
再 検 料	410 円																
初 検 料	1,520 円																
初 検 時 相 談 支 援 料	<u>50</u> 円																
往 療 料	<u>1,860</u> 円																
再 検 料	410 円																

2 骨折

骨	折	整復料	後療料
1	鎖骨	<u>5,500</u> 円	} <u>850</u> 円
2	肋骨	<u>5,500</u> 円	
3	上腕骨	<u>11,800</u> 円	
4	前腕骨	<u>11,800</u> 円	
5	大腿骨	<u>11,800</u> 円	
6	小腿骨	<u>11,800</u> 円	
7	手根骨、足根骨	<u>5,500</u> 円	
8	中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>5,500</u> 円	

注(1)(2)(略)

3 不全骨折

不全骨折	固定料	後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>4,100</u> 円	} <u>720</u> 円
2 骨盤	<u>9,500</u> 円	
3 上腕骨、前腕骨	<u>7,300</u> 円	
4 大腿骨	<u>9,500</u> 円	
5 小腿骨	<u>7,300</u> 円	
6 膝蓋骨	<u>7,300</u> 円	
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,900</u> 円	

注(略)

2 骨折

骨	折	整復料	後療料
1	鎖骨	<u>5,400</u> 円	} <u>820</u> 円
2	肋骨	<u>5,400</u> 円	
3	上腕骨	<u>11,700</u> 円	
4	前腕骨	<u>11,700</u> 円	
5	大腿骨	<u>11,700</u> 円	
6	小腿骨	<u>11,700</u> 円	
7	手根骨、足根骨	<u>5,400</u> 円	
8	中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>5,400</u> 円	

注(1)(2)(略)

3 不全骨折

不全骨折	固定料	後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>4,000</u> 円	} <u>690</u> 円
2 骨盤	<u>9,400</u> 円	
3 上腕骨、前腕骨	<u>7,200</u> 円	
4 大腿骨	<u>9,400</u> 円	
5 小腿骨	<u>7,200</u> 円	
6 膝蓋骨	<u>7,200</u> 円	
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,800</u> 円	

注(略)

4 脱臼

脱臼	整復料	後療料
1 顎 関節	<u>2,600</u> 円	} <u>720</u> 円
2 肩 関節	<u>8,200</u> 円	
3 肘 関節	<u>3,900</u> 円	
4 股 関節	<u>9,300</u> 円	
5 膝 関節	<u>3,900</u> 円	
6 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,900</u> 円	

注 (略)

5 (略)

備考

1～8 (略)

実施上の留意事項 (略)

4 脱臼

脱臼	整復料	後療料
1 顎 関節	<u>2,500</u> 円	} <u>690</u> 円
2 肩 関節	<u>8,100</u> 円	
3 肘 関節	<u>3,800</u> 円	
4 股 関節	<u>9,200</u> 円	
5 膝 関節	<u>3,800</u> 円	
6 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,800</u> 円	

注 (略)

5 (略)

備考

1～8 (略)

実施上の留意事項 (略)